

## 受給者証への高額療養費制度「所得区分」記載について

今後、健康保険法施行規則等の改正が予定されており、指定難病等受給者の高額療養費の所得区分に係る保険者への照会事務が、令和8年2月1日(予定)で廃止されることに伴い、各医療機関はオンライン資格確認システム等を活用して所得区分を確認いただくようになります。

### 指定難病医療受給者証

公費負担者番号	
受給者番号	
患者 氏名	
患者 居住地	
生年月日	
保 護 者 氏名	
保 護 者 居住地	
保険者	
加入保険の 記号・番号	
二十九年二月一日	
適用区分	

令和8年2月以降に交付する受給者証は適用区分欄が一(ハイフン)になります(予定)。

**令和8年1月以前に交付済みの受給者証は差し替えません。**受給者証に表記された適用区分(所得区分)は参考にせず、右記のとおり御確認するようお願いします

県単独指定難病、特定疾患も同様です

令和8年2月以降、受給者証の適用区分欄(所得区分)は参考にせず、

- ①マイナ保険証、資格確認証からオンライン資格確認システム等で最新の所得区分の情報を確認
- ②限度額適用認定証等の提示で所得区分を確認 願います

オンラインシステム未導入等  
所得区分が確認できない場合

### 次のみなし区分として取り扱う

- ①70歳未満 適用区分 ウ :  $80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$
  - ②70歳以上(入院) 適用区分 一般 : 57,600円
  - ③70歳以上(外来) 適用区分 一般 : 18,000円
  - ④70歳以上現役並み所得者 適用区分 ア :  $252,600\text{円} + (\text{医療費} - 842,000\text{円}) \times 1\%$
- ※④は高齢受給者証等の提示により現役並み所得者であることが確認できた場合

あくまで現時点の予定であり、今後の国の通知によって期日を含め詳細が変更になる可能性があります。